

許 可 書

石川三育保育園
園長 糸数 正義

平成26年6月3日付けで申請のあった自家用自動車の有償運送は、次の条件を付して下記のとおり許可する。

条件

1. 運行は、石川三育保育園の開園日に限る。
2. 別紙記載の留意事項を遵守すること。
3. 許可を受けた者の氏名又は名称、住所に変更があった場合及び有償運送を行わなくなった場合には、遅滞なくその旨を届け出ること。
4. 使用する自家用自動車を変更しようとするときは、事前に届け出ること。

記

1. 運送需用者は、石川三育保育園に通う園児とする。
2. 運送区間は、石川三育保育園から園児の自宅等とする。

平成26年6月12日

沖縄総合事務局陸運事務所長

仲嶺 朝

